

日本スポーツ仲裁機構2003年3号判断について

笠井 修
(中央大学法科大学院)

1 紛争の概要

申立人(以下、Xとする)は、胸から下の自由を失う障害をもつ者であるが、30代になって障害者水泳を始め、相手方である日本身体障害者水泳連盟(以下、Yとする)において平成10年度強化指定選手としての選定を受け、平成12年のシドニー・パラリンピック大会では女子200m自由形リレーに出場し世界新記録で優勝した。しかし、その翌日に外出中気分が悪くなり、意識消失状態のまま選手村内の診療所において治療を受けたことがあった。

その後、Xは、Yの平成13年度強化指定選手の選考において選外となり、次いで、平成14年に開催された国際パラリンピック委員会主催の世界選手権アルゼンチン大会の日本代表にも選出されなかった。

さらに、平成16年開催予定のアテネ・パラリンピック大会の代表選考に向けた、平成15年度国際大会強化指定選手の選考のために、Yから指定選手の候補者に対して、説明文書、国際大会強化指定登録審査申請書、国際大会出場経験調査書等の書類が配布された際には、それらがXには送付されなかったため、XがYに問い合わせたところ、シドニー大会の際の体調不良を指摘され、医師から競技を制約されている選手には文書を送付できないとの回答がなされた。

そして、Yは、平成15年3月の強化指定選手選考委員会において、Xを平成15年度強化指定選手に指定しない旨の決定(以下、「本決定」という)を行い、X代理人の要請に回答する形でその旨Xに通知した。主たる理由として、Xの体調、年齢のほか、Xには、平成15年度の国際大会強化指定選手規定(以下、「本規定」という)におかれた、「トップアスリートとして礼儀と規律」の選

考条件に該当しない行為があった旨が指摘された。

2 請求の趣旨・答弁

このような状況の下で、Xは、①本決定の根拠となる平成15年度の本規定の内容が著しく合理性を欠く、②本決定の根拠となる平成15年度の本規定の運用が著しく合理性を欠く、③本決定を行うに至る手続に瑕疵があるなどと主張して、次のような仲裁判断を求めた。

(1) Yが平成15年3月28日に行った「Xを平成15年度強化指定選手に指定しない」との決定を取り消す。(2) YがXを平成15年度強化指定選手に指定する。(3) その他日本スポーツ仲裁機構仲裁パネルが適当と考えるXを救済する対応を行う。

これに対し、Yは、①Xの申立は「法律上の争訟」に該当しない、②本決定の主な理由は医学的見地に基づくXの健康問題にあるなどと主張して、Xの申立の却下、請求の棄却を求めた。

3 仲裁判断の要旨

本件スポーツ仲裁パネルは、平成16年1月18日に審問を行い、同年1月28日および2月13日に協議を行ったうえで、Xの請求を棄却し、申立を却下した。判断の要旨は以下の通りである。

(1) スポーツ仲裁における仲裁判断の対象については、すでに、日本スポーツ仲裁機構における仲裁判断の先例として「2003年8月4日日本スポーツ仲裁機構 JSAA-AP-2003-001仲裁判断」(以下、「2003年1号判断」という)がある。それによれば、日本においてスポーツ競技を統括する国内スポーツ連盟については、その運営に一定の「自律性」が認められ、その限度において仲裁機関は国内スポーツ連盟の決定を尊重しなければならない、仲裁機関としては、①国内スポーツ連盟の決定がその制定した規則に違反している場合、②規則には違反していないが著しく合理性を欠く場合、または③決定に至る手続きに瑕疵がある場合において、それを取り消すことができるにとどまるとされていたが、本件判断も基本的にこの基準を妥当とした。

